



## 告 示

## 熊本県告示第1368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション和泉 下益城郡富合町南田尻471番地	有限会社トータルライフケア	平成17年12月1日

## 熊本県告示第1369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
司 熊本市帯山三丁目21番29号	有限会社洋風	平成17年12月1日

## 熊本県告示第1370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
お達者サロン水前寺 熊本市水前寺五丁目18番13号 フレール水前寺	有限会社ファン	平成17年12月1日

## 熊本県告示第1371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨菊池市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
下河原	西市ノ迫	3162の1から3162の4までの各一部	下河原	下大迫
下河原	大迫	3316の2、3317の2、3318の2、3319の2、3335の2の一部、3335の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字下大迫3340の2、3340の4、3345の1、3345の2、3346に隣接する道路である公有地の全部	下河原	下大迫

下河原	大迫	3328 の 1 から 3328 の 3 まで、3329 の 2、3332 の 2、3333 の 2、3333 の 3、3334 の 2 から 3334 の 4 まで、3335 の 2 の一部、3335 の 3 の一部、3335 の 4、3336 の 1 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字西市ノ迫 3163 の 2、3174 の 2、3175 の 2 に隣接する道路である公有地の全部	下河原	西市ノ迫
下河原	下大迫	3340 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字西市ノ迫 3162 の 1 に隣接する道路である公有地の全部	下河原	西市ノ迫
下河原	下大迫	3369 の 1 の一部、3369 の 2 の一部、3370 の 1 の一部、3370 の 2、3371 の 1 の一部、3371 の 2 の一部、3373 の 1 の一部、3373 の 3 の一部、3374 の 1 から 3374 の 4 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	下河原	杉迫
下河原	杉谷	3378 の 1、3378 の 2、3379 の 1 の一部、3379 の 2 の一部、3380 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	下河原	杉迫
下河原	杉谷	3379 の 1 の一部、3379 の 2 の一部及びこれらの区域の隣接する水路である公有地の全部	下河原	下大迫
下河原	杉迫	3523 の 1 の一部、3523 の 2 の一部、3525 の 2 の一部、3543 の 2、3544 の 2	下河原	下大迫

**熊本県告示第 1372 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号以下「特例政令」という。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
工事進行管理システム用サーバ等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部土木技術管理室技術指導係（熊本県庁行政棟本館 11 階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6056
- 3 落札者を決定した日  
平成 17 年 11 月 16 日（水）
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 代表取締役社長 佐藤 晨一  
東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額  
月額金 847,350 円（消費税及び地方消費税含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札（特定調達）
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日  
平成 17 年 10 月 5 日（水）

**熊本県告示第 1373 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	鹿本松尾 線	山鹿市菊鹿町木野字宮の上  2922番2地先から 同市菊鹿町松尾字早田  69番地先まで	前	8.0 ～ 19.5	807.0	緊道整
			後	11.8 ～ 25.8		

2 区域変更する期日 平成17年12月9日

**熊本県告示第1374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	畑中山鹿 線	山鹿市中字伏鍋  1036番地先から 同市山鹿字論出  656番1地先まで	前	8.8 ～ 20.0	168.0  202.0	交差点 改良
			後	16.6 ～ 45.0		
"	山西大津 線	阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場  931番2地先から 同字  959番4地先まで	前	17.0 ～ 29.0	47.8	24条 工事
			後	17.0 ～ 45.0		

2 区域変更する期日 平成17年12月9日

**熊本県告示第1375号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池郡大津町大字矢護川字屋敷  1367番地先から 同字  1370番地先まで	61.5	単道改

2 供用開始する期日 平成17年12月9日

**熊本県告示第1376号**

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一規制地域1中「、松橋町、豊野町、中央町、岱明町、天水町」、「、蘇陽町」及び「、坂本村、千丁町、東陽村」を削る。

一規制地域2中「、三角町、不知火町」を「、上天草市、宇城市、阿蘇市」に改め、「、小川町、砥用町」を「、美里町」に改め、「、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町」、「、七城町、旭志村」、「、泗水町」、「、一の宮町、阿蘇町」及び「、波野村」を削り、「、白水村、久木野村、長陽村」を「、南阿蘇村」に改め、「、矢部町、鏡町、竜北町、宮原町、泉村、田浦町」を「、山都町、氷川町」に改め、「、大矢野町、松島町」及び、「、姫戸町、龍ヶ岳町」を削る。

**熊本県告示第1377号**

平成10年3月20日熊本県告示第193号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「平成10年4月1日」を「平成17年1月15日」に、「松橋町」を「宇城市」に、「松橋町役場」を「宇城市役所」に改める。

**熊本県告示第1378号**

平成10年3月20日熊本県告示第194号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「松橋町役場」を「宇城市役所」に改める。

**熊本県告示第1379号**

平成10年3月20日熊本県告示第195号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「松橋町役場」を「宇城市役所」に改める。

**熊本県告示第1380号**

平成10年3月20日熊本県告示第196号（振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「松橋町役場」を「宇城市役所」に改める。

**熊本県告示第1381号**

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一規制地域2中「阿蘇市」の次に「、合志市」を加え、「、合志町」及び「、西合志町」を削る。

**熊本県告示第1382号**

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一規制地域2中「、菊水町、三加和町」を「、和水町」に改める。

**熊本県告示第1383号**

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一規制地域1中「、本渡市」を削る。  
一規制地域2中「玉名市」の次に「、天草市」を加え、「、牛深市」、「、有明町」、「、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町」及び「、天草町、河浦町」を削る。

**熊本県告示第1384号**

平成14年3月29日熊本県告示第316号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域中「平成14年4月1日」を「平成17年8月1日」に、「、益城町及び鏡町」を「及び益城町」に改める。

**熊本県告示第1385号**

平成14年3月29日熊本県告示第316号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年2月27日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域中「平成17年8月1日における富合町」を「平成18年2月27日における合志市、富合町」に改め、「、合志町、西合志町」を削る。

**熊本県告示第1386号**

平成15年4月4日熊本県告示第375号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1地域の類型を当てはめる範囲中「、不知火町、松橋町、小川町、竜北町、鏡町、千丁町」を「、宇城市、氷川町」に改める。

**熊本県告示第1387号**

昭和51年6月1日熊本県告示第475号（八代海水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別記2中「松島町阿村クブキ北西鼻」を「上天草市松島町阿村クブキ北西鼻」に改める。  
別記5中「不知火町救の浦の鼻」を「宇城市不知火町救の浦の鼻」に改める。

**熊本県告示第1388号**

昭和51年6月1日熊本県告示第475号（八代海水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別記3項中「本渡市」を「天草市」に改める。

**熊本県告示第1389号**

平成11年5月14日熊本県告示第395号（八代海水域及び羊角湾水域）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別記1中「宇土郡三角町」を「宇城市三角町」に、「同町」を「同市」に改める。  
別記2中「宇土郡三角町」を「宇城市三角町」に、「同町宇土半島部」を「同市宇土半島部」に、「同町と天草郡大矢野町」を「同市と上天草市大矢野町」に、「、同町と天草郡松島町を結ぶ大矢野橋、同町中の橋」を「、同市大矢野橋、中の橋」に、「天草郡龍ヶ丘町」を「上天草市龍ヶ岳町」に、「田浦町」を「芦北町」に改める。  
別記3中「田浦町」を「芦北町」に、「天草郡龍ヶ岳町」を「上天草市龍ヶ岳町」改める。

熊本県告示第 1390 号

平成 11 年 5 月 14 日熊本県告示第 395 号（八代海水域及び羊角湾水域）の一部を次のように改正し、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別記 3 及び別記 4 中「牛深市」を「天草市」に改める。

熊本県告示第 1391 号

平成 12 年 11 月 1 日熊本県告示第 879 号（熊本県地下水保全条例に基づく指定地域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域 1 中「、山鹿市」の次に「（鹿北町、菊鹿町の市域を除く。）」を加え、「、鹿本町、鹿央町」、「、七城町」、「、泗水町」及び「、旭志村」を削る。

指定地域 2 中「八代市」の次に「（坂本町、東陽町、泉町の市域を除く。）」を加え、「、松橋町、小川町、千丁町、鏡町、竜北町及び宮原町」を「、宇城市（松橋町及び小川町の市域）及び氷川町」に改める。

指定地域 3 中「、岱明町、横島町、天水町」を削る。

熊本県告示第 1392 号

平成 12 年 11 月 1 日熊本県告示第 879 号（熊本県地下水保全条例に基づく指定地域の指定）の一部を次のように改正し、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域 1 中「宇土市」の次に「、合志市」を加え、「、合志町」「、西合志町」を削る。

熊本県告示第 1393 号

平成 12 年 11 月 1 日熊本県告示第 879 号（熊本県地下水保全条例に基づく指定地域の指定）の一部を次のように改正し、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域 4 中「本渡市及び五和町」を「天草市のうち平成 18 年 3 月 26 日における本渡市及び五和町」に改める。

熊本県告示第 1394 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	矢護川 大津線	菊池郡大津町大字大津字上鶴	前	7.0 ～ 22.0	1,214.5	緊道整
		1487 番 4 地先から				
		同大字 字門出	後	7.0 ～ 22.0	1,214.5	
1259 番 1 地先まで	17.0 ～ 45.0	1,001.0				

主要 地方 道	大津植木 線	菊池郡大津町大字大津字上鶴  1531番4地先から 同字  1484番1地先まで	前	7.0 ～ 23.0	182.5	交 差 点 改 良
			後	11.5 ～ 35.5		

2 区域変更する期日 平成17年12月9日

**熊本県告示第1395号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	畑中山鹿 線	山鹿市山鹿字嶋の本  623番2地先から 同市山鹿字黒田  713番1地先まで	前	10.5 ～ 12.0	150.0	2 4 条 工 事
			後	11.5 ～ 17.0		

2 区域変更する期日 平成17年12月9日

**熊本県告示第1396号**

平成14年3月29日熊本県告示第315号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定地域中「平成14年4月1日」を「平成18年3月27日」に改め、「玉名市」の次に「天草市」を加え、「本渡市、牛深市」を削る。

**公 告**

**熊本県公告第912号**

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定に基づき、平成17年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時  
平成18年2月12日（日）午前9時から
- 2 試験会場  
熊本市春竹町481  
常盤家政調理師専門学校
- 3 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 公衆衛生学
    - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
    - ウ 栄養学
    - エ 衛生関係法規
    - オ 調理理論
  - (2) 実地試験
    - ア 処理技術

- イ 内臓鑑別
- ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 履歴書
    - ウ 写真2葉(申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものと、1葉を写真票にはり付けること。)
  - (2) 受験手数料  
13,400円
  - (3) 受験願書の受付期間  
受験願書の受付期間は、平成18年1月10日(火)から平成18年1月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、平成18年1月20日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (4) 受験の申込み  
試験を受けようとする者(以下「受験者」という。)は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁(郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部食品衛生課)へ直接提出すること。
- 5 合格基準
  - (1) 筆記試験  
5教科の平均得点が60点以上であること。(ただし、1教科でも40点未満のものがある場合は不合格とする。)
  - (2) 実地試験  
総得点が80点以上であること。(ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、80点以上であっても不合格とする。)
- 6 合格発表
  - (1) 合格者の発表は、平成18年2月28日(火)午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。
  - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 試験会場での注意事項
  - (1) 受験者は、試験開始30分前までに受験票及び上履きを持参のうえ、試験会場に集合して受付を済ませること。  
なお、筆記試験においては筆記用具、実地試験においては帽子、布巾、清潔な作業衣(白衣等)、料理包丁及び専用の履き物(長靴等)を持参すること。
  - (2) 試験会場には駐車場を設置していないため、公共交通機関等を利用すること。
  - (3) 試験中は、携帯電話及びポケットベルの電源を切ること。
  - (4) 試験会場内では静かに行動して他人に迷惑をかけること。
- 8 問い合わせ
  - (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部食品衛生課(電話 096-383-1111 内線7190 又は096-333-2248(ダイヤルイン))に行うこと。  
なお、郵便による願書の請求は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
  - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、初日は、午前10時以降とする。)熊本県健康福祉部食品衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

熊本県公告第913号

玉名市横島土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮谷 義子

役職	氏名	新住所	旧住所
理事	前田 敏之	玉名市横島町横島1043番地	玉名郡横島町大字横島1043番地
"	山村 充弘	玉名市横島町横島1235番地	玉名郡横島町大字横島1235番地
"	岩下 孝一	玉名市横島町大園15番地1	玉名郡横島町大字大園15番地1
"	浦田 一盛	玉名市横島町大園27番地	玉名郡横島町大字大園27番地
"	松下 善伸	玉名市横島町横島1744番地	玉名郡横島町大字横島1744番地
"	浦津 健次	玉名市横島町横島3224番地	玉名郡横島町大字横島3224番地
"	島村 俊也	玉名市横島町横島3451番地1	玉名郡横島町大字横島3451番地1

理事	本 島 義 廣	玉名市横島町横島 3585 番地 2	玉名郡横島町大字横島 3585 番地 2
"	坂 口 博 美	玉名市横島町横島 9986 番地	玉名郡横島町大字横島 9986 番地
"	上 野 昌 之	玉名市横島町横島 10307 番地 2	玉名郡横島町大字横島 10307 番地 2
"	渡 辺 直	玉名市横島町横島 7301 番地	玉名郡横島町大字横島 7301 番地
"	寺 本 清 勝	玉名市横島町横島 5992 番地	玉名郡横島町大字横島 5992 番地
"	橋 本 唯 雄	玉名市横島町横島 7084 番地	玉名郡横島町大字横島 7084 番地
"	立 野 澄 男	玉名市横島町横島 9224 番地	玉名郡横島町大字横島 9224 番地
"	吉 村 久 夫	玉名市横島町横島 8244 番地	玉名郡横島町大字横島 8244 番地
"	中 野 嶺 治	玉名市横島町横島 10397 番地	玉名郡横島町大字横島 10397 番地
"	前 村 一 伸	玉名市横島町横島 10393 番地	玉名郡横島町大字横島 10393 番地
"	大 石 正 勝	玉名市横島町横島 10868 番地	玉名郡横島町大字横島 10868 番地
"	島 村 國 昭	玉名市横島町横島 11355 番地	玉名郡横島町大字横島 11355 番地
"	立 野 興 一	玉名市横島町横島 9786 番地	玉名郡横島町大字横島 9786 番地
監事	米 岡 欣 也	玉名市横島町横島 6465 番地	玉名郡横島町大字横島 6465 番地
"	木 下 信 一	玉名市横島町横島 1004 番地	玉名郡横島町大字横島 1004 番地
"	田 中 茂	玉名市横島町横島 2325 番地	玉名郡横島町大字横島 2325 番地
"	森 山 隆 幸	玉名市横島町横島 8243 番地	玉名郡横島町大字横島 8243 番地

**熊本県公告第 914 号**

菊池市菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。  
平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	家 入 勲	菊池郡大津町大津 846
"	大 住 清 昭	菊池郡西合志町野々島 3247
"	中 嶋 憲 正	山鹿市鹿本町石淵 593
監事	菊 川 實	鹿本郡植木町広住 577-4

**熊本県公告第 915 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡御船町大字豊秋字田代畑 544 番地  
688.63（全体 10,592.64）平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鹿児島県日置市伊集院町麦生田字笹原 2158 番地  
日之出紙器工業株式會社

**熊本県公告第 916 号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 17 年 12 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
耐刃防護衣 730 着
  - (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成 18 年 2 月 28 日（火）
  - (4) 納入場所  
熊本県警察本部各課及び各警察署等
  - (5) 入札方法

- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の見本品（現品）を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに4に記載する場所に提出した者であること。  
なお、見本品（現品）の提出期限は、平成17年12月9日（金）から平成18年1月6日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6349、6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成17年12月9日（金）から平成17年12月28日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6348
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成17年12月9日（金）から平成17年12月28日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成18年1月13日（金）午前10時から

- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年1月12日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成18年1月10日（火）までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第917号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路、区画整理	須恵・深田	平成2年11月17日	平成17年9月26日	熊本県

**熊本県公告第918号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、同条第2項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成17年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成17年12月14日（水）午後2時から
- 2 開催場所 人吉市下薩摩瀬町679-3 下薩摩瀬町地域学習センター
- 3 聴取事項 人吉市下城本町1501医療法人精翠会吉田病院理事長吉田正毅の申請に係る人吉市下薩摩瀬町字京畝町743番1において精神障害者地域生活支援施設を新築することについて

**登載依頼**

有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十七年十二月九日

有明海自動車航送船組合  
管理者 長崎県知事 金子 原 郎

**有明海自動車航送船組合条例第一号**

有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例

(有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千円」に改める。

第二十一条第二項中「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

行 政 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号給	給料月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
23			299,100	351,900	372,700	411,900					
24			301,100	354,100	375,300	415,300					
25			303,000	356,500	377,800						
26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200							
29			310,600								
30			312,500								
31			314,400								
32			316,200								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第二(第五条関係)

## 海 事 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	249,600	299,800
2	136,400	160,900	213,700	258,300	313,200
3	140,400	170,200	222,000	267,300	325,900
4	145,400	179,600	230,500	277,300	336,900
5	151,200	189,300	238,100	290,700	348,000
6	157,100	199,500	245,700	304,000	359,000
7	163,800	210,100	253,100	316,600	370,000
8	171,200	216,400	260,000	325,000	380,800
9	178,200	222,500	267,600	333,400	391,400
10	186,400	227,000	274,800	341,700	402,000
11	193,900	230,600	281,800	349,400	412,500
12	200,100	234,300	287,800	356,900	420,800
13	206,400	237,900	293,500	364,200	427,600
14	211,700	241,700	299,200	371,000	434,300
15	216,600	244,900	303,700	377,800	440,900
16	221,600	248,100	308,200	384,100	445,200
17	226,400	251,300	312,400	390,000	448,300
18	231,100	254,400	315,400	392,900	451,600
19	236,000	256,200	318,300	395,800	455,000
20	240,100			398,300	458,300
21	243,100			401,200	461,700
22	245,900			403,900	465,100
23	247,800			406,800	468,400
24				409,600	471,700
25				412,500	475,200
26				415,600	
27				418,500	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員に適用する。

第二条 有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年十二月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替等)

2 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)の前日において有明海自動車航送船組合職員給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)別表第二及び別表第三の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例)

5 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員給与条例(以下この項において「改正後の職員給与条例」という。)第二十条第二項から第五項まで若しくは第二十三条第二項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例(平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び車身赴任手当(職員給与条例第十二条の五第三項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・二三を乗じて得た額に、同年四月から適用日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から適用日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二三を乗じて得た額

(規則への委任)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成十七年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員  
の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月九日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子 原 二 郎

有明海自動車航送船組合規則第三号

平成十七年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職  
員の給料の切替え等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年有明海  
自動車航送船組合条例第一号)附則第二項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額の切  
替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

第二条 この規則の適用の日(以下「適用日」という。)の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関  
する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。)別表第一及び別  
表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給  
料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

適用日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の適用日の前日における給料月額 — 適用日の前日におけるその者の属する職務の級に  
(以下「旧給料月額」という。) おける最高の号給の額

+

適用日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

適用日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の運算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する適用日以後における最初の職員給与条例第六条  
第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(管理者の定める職員にあつて  
は、管理者の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に運算する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十七年十二月一日から適用する。

(規則の廃止)

2 平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員  
の給料の切替え等に関する規則(平成十五年有明海自動車航送船組合規則第二号)は、廃止する。

平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。  
平成十七年十二月九日

有明海自動車航送船組合  
管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第四号

平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の仕事に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年有明海自動車航送船組合条例第一号。以下「改正条例」という。)附則第五項の規定に基づき、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(改正条例附則第五項第三号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第二条 改正条例附則第五項の規定で定める職員は平成十七年六月に期末手当及び勤労手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十三条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて同月に支給された期末手当及び勤労手当について改正条例第一条の規定による改正前の職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十三条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 国家公務員

二 地方公務員

三 前二号に掲げるもののほか、人事交流等によるものとして管理者が認めるもの

(新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第五項第一号の規定で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第五項第一号の規定で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月額の算定)

第四条 改正条例附則第五項第一号の規定で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までにおいて、職員が人事交流等により引き続いて第二十条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。専従休職期間(法第五十五条の二第二項ただし書きに規定する許可を受けていた期間をいう。)、非常勤職員期間、派遣期間(公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例(平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号)第二十条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

三 停職期間(法第二十九条の規定により停職されていた期間をいう。)

四 育児休業法第九条第三項の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

五 職員給与条例第十三条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第五項第二号の規則で定める月数は、平成十七年四月から適用日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第二号、第三号又は第四号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が改正条例附則第五項第二号に規定する合計額に自分の〇・二三を乗じて得た額（次条において「附則第五項第二号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第五条 附則第五項第二号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附

この規則は、公布の日から施行し、平成十七年十二月一日から適用する。

